



山形県公報

平成20年9月16日(火)
第1977号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

県議会定例会の招集.....(財政課)...1245  
 定置漁業の免許となるべき事項等の決定.....(庄内総合支庁水産課)... 同  
 道路の区域の変更.....(村山総合支庁建設総務課)...1246  
 県道の供用の開始.....( 同 )...1247  
 平成19年12月県告示第1147号(県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃)の  
 一部改正.....(建築住宅課)... 同

### 教育委員会関係

#### 告 示

山形県教育委員会9月定例会の招集..... 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

直接請求に必要な有権者の数.....1248  
 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正..... 同

## 告 示

### 山形県告示第812号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成20年9月25日山形市に招集する。

平成20年9月16日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県告示第813号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、定置漁業の免許の内容となるべき事項等を次のとおり定めた。

平成20年9月16日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 公示番号 海定第1号

## (1) 免許の内容たるべき事項

| 漁業種類 | 漁業の名称  | 漁業時期              | 漁場の位置       | 漁場の区域                                                                                                                                         | 制限又は条件                                   |
|------|--------|-------------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 定置漁業 | ぶり定置漁業 | 1月1日から<br>8月31日まで | 鶴岡市三瀬<br>地先 | 次のイから八までの各点を順次に結んだ線及びイと八を結んだ線によって囲まれた区域<br>イ 定置基点第2号（鶴岡市三瀬地内立岩の頂点）から312度（真方位とする。以下同じ。）2,170メートルの点<br>ロ イから305度880メートルの点<br>ハ イから335度880メートルの点 | 漁具の上辺が水面下5メートル以上の深さになるように漁具を設置しなければならない。 |

(2) 免許予定日 平成21年1月1日

(3) 申請期間 告示の日から平成20年10月31日まで

(4) 地元地区 鶴岡市由良一丁目、由良二丁目、由良三丁目、三瀬、小波渡及び堅苔沢

(5) 存続期間 平成21年1月1日から平成25年12月31日まで

## 2 公示番号 海定第2号

## (1) 免許の内容たるべき事項

| 漁業種類 | 漁業の名称  | 漁業時期               | 漁場の位置        | 漁場の区域                                                                                                              | 制限又は条件                           |
|------|--------|--------------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 定置漁業 | ぶり定置漁業 | 4月1日から<br>12月31日まで | 鶴岡市鼠ヶ<br>関地先 | 次のイから二までの各点を順次に結んだ線及びイと二を結んだ線によって囲まれた区域<br>イ 定置基点第1号（鶴岡市鼠ヶ関地内弁天島沖の芽）<br>ロ イから180度100メートルの点<br>ハ イから259度1,100メートルの点 | かき網の基点は沖の芽から100メートル以上離さなければならない。 |

(2) 免許予定日 平成21年1月1日

(3) 申請期間 告示の日から平成20年10月31日まで

(4) 地元地区 鶴岡市鼠ヶ関、早田、小岩川及び大岩川

(5) 存続期間 平成21年1月1日から平成25年12月31日まで

## 山形県告示第814号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年9月18日から同年10月2日まで縦覧に供する。

平成20年9月16日

山形県知事 齋 藤 弘

1 道路の種類 県道

2 路線名 279号（荒谷原崎線）

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|---------------------|---|------|----------|---------|
| 天童市大字山元字志多1733番12から |   | 旧    | 38.0メートル | 606メートル |
| 同 字北前田347番2まで       |   |      | 12.0     |         |
| 同                   | 上 | 新    | 38.0メートル | 同上      |
|                     |   |      | 12.2     |         |

## 山形県告示第815号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年9月18日から同年10月2日まで縦覧に供する。

平成20年9月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 荒谷原崎線（279号）
- 2 供用開始の区間 天童市大字山元字志多1733番12から  
同 字南前田1246番1まで
- 3 供用開始の期日 平成20年9月18日

## 山形県告示第816号

平成19年12月県告示第1147号（県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃）の一部を次のように改正し、平成20年12月1日から施行する。

平成20年9月16日

山形県知事 齋 藤 弘

|   |            |      |      |        |           |
|---|------------|------|------|--------|-----------|
| 「 | 県営川南アパート2号 | 51.2 | 0.99 | 70,200 | を<br>風呂無し |
|   | 県営川南住宅3号   | 54.6 | 0.97 | 32,100 |           |
|   |            |      | 0.93 | 32,100 |           |
| 「 | 県営川南アパート2号 | 51.2 | 0.99 | 70,200 | に改める。     |
|   | 県営川南住宅3号   | 54.6 | 0.99 | 80,700 |           |
|   |            |      |      |        |           |

## 教育委員会関係

### 告 示

## 山形県教育委員会告示第14号

山形県教育委員会9月定例会を次のとおり招集した。

平成20年9月16日

山形県教育委員会  
委員長 石 坂 公 成

- 1 招集の日時 平成20年9月18日（木）午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
  - (2) 平成20年度山形県教育功労者表彰被表彰者の決定について
  - (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について
  - (4) 平成21年度公立学校教職員人事異動方針について
  - (5) 教職員の人事について

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

##### 山形県選挙管理委員会告示第75号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成20年9月16日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,518人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数 229,310人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名        | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市         | 67,920人 | 村山市           | 7,725人  | 西村山郡 | 12,640人 |
| 米沢市         | 24,037人 | 長井市           | 8,239人  | 最上郡  | 13,388人 |
| 鶴岡市         | 38,294人 | 天童市           | 16,993人 | 東置賜郡 | 12,121人 |
| 酒田市・<br>飽海郡 | 36,201人 | 東根市           | 12,432人 | 西置賜郡 | 9,378人  |
| 新庄市         | 10,689人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 8,024人  | 東田川郡 | 8,692人  |
| 寒河江市        | 11,671人 | 南陽市           | 9,443人  |      |         |
| 上山市         | 9,751人  | 東村山郡          | 7,654人  |      |         |

##### 山形県選挙管理委員会告示第76号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成20年9月16日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

##### 5 介護老人保健施設の項の表中

|                  |                   |       |
|------------------|-------------------|-------|
| 温身の郷             | 西置賜郡小国町大字あけぼの一丁目1 | を     |
| 温身の郷             | 西置賜郡小国町大字あけぼの一丁目1 | に改める。 |
| 飯豊町介護老人保健施設「美の里」 | 飯豊町大字椿3654番1      |       |